

## 第 12 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年12月23日 午後3時00分から4時15分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	欠席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	前 田 和 宏	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	欠席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	佐 藤 章
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
 

5番 茂古沼 美則 委員
6番 林 雅浩 委員

### 5 付議した議案等

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 報告第1号 | 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について    |
| 報告第2号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について               |
| 報告第3号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について         |
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について           |
| 議案第2号 | 土地の現況証明願について                          |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について           |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて         |

## 6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議長 ただ今から、令和4年第12回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
議事録署名委員は、5番 茂古沼美則委員、6番 林委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。  
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 (報告第1号第1項から第11項朗読、説明)
- 議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 なければ、報告第1号は、報告済みといたします。  
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 (報告第2号第1項から第4項朗読、説明)
- 議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 なければ、報告第2号は、報告済みといたします。  
次に、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 (報告第3号朗読、説明)
- 議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 なければ、報告第3号は、報告済みといたします。  
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 (議案第1号第1項から第6項朗読、説明)  
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項及び第2項につきましては、後ほど、議案第3号において「農地法第3条の賃借権等設定の許可申請」が、第3項につきましては、議案第4号において「農用地利用集積の決定」が、第4項及び第5項につきましては、議案第5号において「あっせんの申出」がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項から第6項までについて、要件を満たしているということよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第6項までについては、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の1ページから3ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。石王委員から調査報告をお願いいたします。

8 番 事務局とともに現地を調査してまいりました。土地の所有者は来年度から息子さんに経営移譲するというので、そのための屋敷周りの整理ということでございます。現状に沿った最小限の面積での地目変更の申請であると確認してまいりました。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第2項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の4ページから7ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
茂古沼美則委員から調査報告をお願いいたします。

5 番 11月24日に事務局とともに現地を見てまいりました。土地の所有者はこれから農地を売買するというので、それにあたっての宅地周りの整理ということになっております。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第3項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の8ページから11ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から調査報告をお願いいたします。

4 番 11月9日に事務局とともに現地の確認をしてまいりました。元々の宅地を囲むように格納庫、牛舎等がございまして、現況に即した最小限の面積の変更であると思われれます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の12ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ  
ます。以上です。

議長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
高野委員から、調査報告をお願いいたします。

15番 貸主は85歳という高齢のため、家から遠い畑から貸して、規模縮小という目的のためとのことで、12月11日にご本人のお宅にお邪魔しまして聞いております。賃貸料も地域の平均的なものでございますし、何ら問題はないと判断しました。以上です。

議長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項及び第3項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項及び第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の12ページ及び13ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断でき  
ると思われ  
ます。以上です。

議長 議案第3号第2項及び第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
田守文夫委員から、調査報告をお願いいたします。

19番 この案件につきましては、12月9日に第2項及び第3項の借主にお話を伺って、現地の確認も行ってまいりました。賃貸料につきましては、地域の平均的な価格でありま

すし、何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項及び第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項から第6項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第4項から第6項までについては関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第4項から第6項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の13ページ及び14ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第3号第4項から第6項までの案件につきましては、現地調査が行われています。

石王委員から、調査報告をお願いいたします。

8 番 第4項につきましては、議案に書いているとおり、親子間の経営移譲のための使用貸借ということでもあります。第5項、第6項につきましては、経営移譲による借換えということで、賃貸料につきましては、親の代からの金額をそのままということでもあります。それぞれの金額に差がありますが、第5項の貸主とは親戚関係であるということで、昔からこのような金額のようでもあります。地域の相場の範囲の中であるとみております。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第4項から第6項までの件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項から第6項までについて、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第7項から第9項までについては関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第7項から第9項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の15ページ及び16ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議長 議案第3号第7項から第9項までの案件につきましては、現地調査が行われています。

白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 貸主のところへは今月の18日、借主の3名には19日に面積等の確認をしてまいりました。貸主は今年で離農するというので、今まで親しくしていた3件の方に土地を貸すということで伺いました。賃借料につきましては、妥当な金額であり、問題はないと思われます。以上です。

議長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第3号第7項から第9項までの件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第7項から第9項までについて、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第10項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第10項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の16ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議長 議案第3号第10項の案件につきましては、現地調査が行われています。

白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 今月の18日に貸主と借主にお話を伺ってまいりました。この案件ですが、経営移譲を目的とする親子間の使用貸借ということで何ら問題はないと思われます。以上です。

議長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

か。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第10項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第10項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第11項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第11項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の17ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ  
ます。以上です。

議長 議案第3号第11項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 今月の18日に借主のところへ行って図面並びに面積のほうを確認してまいりました。法人設立に伴う申請ということで、現在は家族経営ですが、今後、人手が少なくなり人材を雇うことになったときに、法人であれば人を集めやすいのではないかという考えがあるそうです。以上です。

議長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第11項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第11項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第4号第1項から第11項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。つきましては、第12項からご説明いたしますので、議案



書24ページをご覧ください。

(議案第4号第12項から第20項朗読、説明)

以上、第1項から第20項までにつきましては、別添「調査書」18ページから24ページまでのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項から第20項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項から第20項までについて、決定いたします。次に、議案第5号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項から第9項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第5号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、木野西11地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東土狩地区のBさん(50歳)を選定いたしました。

第2項、報徳地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、報徳地区のDさん(52歳)を選定いたしました。

第3項、西大牧地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、更生地区のFさん(36歳)、共力地区の法人G、共力地区の法人H、牧地区のIさん(63歳)、共力地区のJさん(50歳)、友進地区のKさん(54歳)の6名を選定いたしました。

第4項、光地区のLさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、光地区のMさん(47歳)、光地区のNさん(59歳)、光地区のOさん(39歳)、友進地区のPさん(66歳)の4名を選定いたしました。

第5項、東平和地区のQさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、瑞穂地区のRさん(49歳)、新たに、東平和地区のSさん(30歳)の2名を選定いたしました。

第6項、柳町仲地区のTさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東土狩地区の法人Uを選定いたしました。

第7項、上然別地区のVさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北上地区のWさん(45歳)を選定いたしました。

第8項、芽室町のXさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、

今まで借りられていた、北進地区のYさん（67歳）を選定いたしました。

第9項、高倉地区のZさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、高倉地区のAAさん（47歳）誉地区のABさん（42歳）を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第5号第1項から第9項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第9項までについて、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和4年第12回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時15分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和4年12月23日

議長 　石川清光